

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業共済掛金等の払込期限の延長について

岩手県農業共済組合

新型コロナウイルス感染症の影響により、農業共済掛金等（含む賦課金）の支払いが、困難である旨を申し出でされた方を対象に共済掛金等の払込期限を延長します。延長をご希望される方は、お近くのNOSAIへご連絡ください。電話・FAX等の方法でも構いません。

記

I 農業共済事業

共済掛金等払込期限延長の内容

申出期限までに申出をされた方について、延長後の払込期限まで共済掛金等の支払いを延長します。

例) 水稲共済 申出を希望される方は7月30日までに電話等により組合まで申出てください。その場合、8月20日まで払込期限を延長します。

農業共済事業名		延長後の払込期限	申出期限	備考
農作物共済	水稲	令和2年8月20日	令和2年7月30日	
畑作物共済	大豆	令和2年9月20日	令和2年7月19日	
	ホップ	令和2年7月20日	令和2年5月9日	
	そば	令和2年9月1日	*令和2年7月19日	*盛岡地域のみ7月29日
果樹共済	りんご	令和2年8月1日	令和2年6月24日	
	ぶどう	*令和2年9月30日	令和2年5月14日	*減収総合一般方式のみ
家畜共済		令和2年9月30日	通常の払込期限前までに申し出てください。	払込猶予期限 ※猶予期限のあるものは猶予期間の満了まで
園芸施設共済				
建物共済				
農機具共済				

II 農業経営収入保険

保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長します。

収入保険にかかる申出期限については、当面7月末までに保険期間が開始する契約としますので、該当される方はその前までに申し出てください。

III 共済掛金等の延長措置

延長措置の適用について、加入申込書の期限内提出が必要です。個別訪問による加入申込手続きが困難な方は、電話・FAX等での加入申し込みを受け付けております。

共済掛金等及び収入保険料等の払込期限の延長措置により、この間の共済事故については、共済掛金が未納であっても、本人の請求の申出（請求）により共済金（水稲共済等については仮渡し共済金）をお支払いします。なお、本申請の適用にあたって、猶予された期日までに共済掛金等を払い込まなかった場合は、猶予期間までに生じた事故にかかり、お支払いした共済金の返還が生じます。